

# 第100回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月18日(水曜日) 午前10時

場所

大阪市西区立売堀五丁目7番27号  
本社7階大ホール

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

### ■ お土産の配布中止について

株主総会会場にご来場くださる株主様とご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、ご来場の株主様へお配りしてありましたお土産は取りやめとさせていただきます。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



## Start of the next 100 years ～次の100年の始まり～

代表取締役社長執行役員

杉本 正行

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。ここに当社第100回定時株主総会招集ご通知をお届け致しますので、ご高覧ください。

当期はアメリカの新大統領就任に伴い、貿易を中心とした世界経済の目まぐるしい変動が予想されます。加えて、昨年から続くウクライナ紛争・中東紛争の地政学リスク、中国経済の停滞、資源高など依然として不確実な要素が多い状況です。

こうした環境の中、当社は昨年「変化にチャレンジ」をスローガンとして掲げ、目まぐるしく変化する社会環境に追随できるよう、失敗を恐れずに何事にもチャレンジすることを重視してまいりました。200年企業を目指すべく、このスローガンを継続するとともに、「意識と行動をイノベーション」を念頭に当社と関係いたします皆様にとって価値のある企業であり続けるよう努めてまいります。

また、当グループは昨年5月に第4次中期経営計画「Start of the next 100 years～変化へチャレンジ」を策定し「5つの方針」を掲げました。また8月には「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」を開示し、会社の目指すべき方針を明確にいたしました。

1. 新事業の開発 2. 新市場への拡大 3. ESG推進 4. IT資源への投資 5. 社員満足度の向上

この「5つの方針」を実行することで、収益性を向上させ株主の皆様へ還元できる会社を目指してまいります。

さらに、人材の確保と育成についても年々重要度が増しております。優秀な人材なくして高品質なサービスの提供は成り立ちません。社員教育制度等の見直しを行い、人材育成にも一層注力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

株主各位

大阪市西区立売堀五丁目7番27号

**杉本商事株式会社**

代表取締役 杉本正行  
社長執行役員

## 第100回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第100回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第100回定時株主総会招集ご通知」及び「第100回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト（[https://www.sugi-net.co.jp/for\\_investors/meeting.html](https://www.sugi-net.co.jp/for_investors/meeting.html)）

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」

「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2025年6月17日（火曜日）午後5時00分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |          |                            |  |
|----------|----------------------------|--|
| <b>1</b> | <b>日 時</b>                 | 2025年6月18日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）  |
| <b>2</b> | <b>場 所</b>                 | 大阪市西区立売堀五丁目7番27号 本社7階大ホール  |
| <b>3</b> | <b>会議の目的事項<br/>報 告 事 項</b> | 1. 第100期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第100期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）計算書類報告の件 |
|          | <b>決 議 事 項</b>             | 第1号議案 剰余金の処分の件<br>第2号議案 取締役5名選任の件<br>第3号議案 監査役2名選任の件   |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
また、資源節減のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
  - ◎株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載していません。  
したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した書類の一部であります。
    - ①事業報告の「主要な事業内容」、「主要な事業所及び店舗」、「従業員の状況」、「主要な借入先及び借入額」、「企業集団の現況に関する重要な事項」、「会社の新株予約権等に関する事項」、「社外役員に関する事項」、「会計監査人の状況」、「会社の体制及び方針」、「株式会社への支配に関する基本方針」
    - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
    - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

## 議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

### 株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**開催日時** 2025年6月18日(水曜日) 午前10時

### 書面による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限** 2025年6月17日(火曜日) 午後5時00分到着

### インターネットによる行使の場合



パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

詳細は次ページをご覧ください

**行使期限** 2025年6月17日(火曜日) 午後5時00分まで

※書面とインターネットの双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の議決権行使の内容を有効とさせていただきます。パソコンまたはスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後の議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。  
(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。)

議決権行使期限

2025年6月17日(火曜日) 午後5時00分まで



### QRコードを読み取る方法

QRコードを読み取りいただくことで、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要に

#### 【アクセス手順】

- ①お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票(右側)に記載の「ログイン用QRコード」を読み取りいただき、ログイン。
- ②ログイン後は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



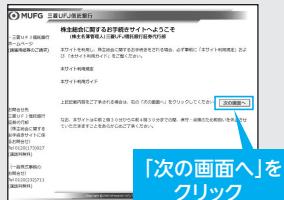
※QRコードは、(株)デンソーウェアの登録商標です。



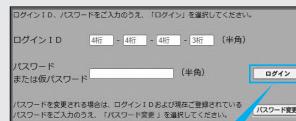
### ログインID・仮パスワードを入力する方法

#### 【アクセス手順】

- ①WEBサイトへアクセス



- ②「ログインID」と「仮パスワード」を入力



- ③以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

### システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

0120-173-027

(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、配当政策を経営における最重要政策のひとつと位置付けております。第100期の期末配当につきましては、継続的かつ安定的な配当を念頭に置きながら、財政状態、利益水準、および配当性向等を総合的に勘案しております。また、内部留保金につきましては、将来を見据えた投資や企業体質の一層の強化のために活用してまいりたいと考えております。

なお、中間配当金として17.5円をお支払いしておりますので、年間配当金は1株につき44.5円となります。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割り当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 27円      総額 517,217,778円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月19日

(注) 2024年10月1日付で1株を2株に分割する株式分割を実施しました。

これに伴い、それ以前の配当についても株式分割後の基準で表示しています。

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて取締役5名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位等	取締役会出席回数
1	すぎもとまさゆき 杉本正行 <span>再任</span>	代表取締役社長執行役員 経営戦略本部長	100% (16回/16回)
2	すぎもとまさひろ 杉本正広 <span>再任</span>	取締役会長	100% (16回/16回)
3	いまなかひろゆき 今中博幸 <span>再任</span>	取締役常務執行役員 営業本部長	100% (16回/16回)
4	つるゆき 鶴田貴 <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立役員</span>	取締役	100% (16回/16回)
5	よしだはるゆき 吉田晴行 <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立役員</span>	取締役	100% (13回/13回)

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	すぎもと まさゆき <b>杉本正行</b> (1984年7月31日生) 再任	2008年4月 当社入社 2019年4月 執行役員西部営業部長就任 2021年4月 常務執行役員管理本部長兼S E推進部長 2021年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼 S E推進部長就任 2023年6月 当社代表取締役社長執行役員管理本部長 兼経営企画部長就任 2024年4月 当社代表取締役社長執行役員 経営戦略本部長就任(現任) 2025年4月 株式会社スギモト代表取締役就任(現任)	223,800株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、代表取締役としての職務を通じて、幅広い業務分野に精通しかつ現在全社的な業務改革に強力なリーダーシップを発揮していることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
2	すぎもと まさひろ <b>杉本正広</b> (1950年12月10日生) 再任	1974年3月 当社入社 1985年12月 当社取締役就任 1990年6月 当社常務取締役就任 1996年6月 当社代表取締役専務就任 2000年6月 当社代表取締役社長営業本部長就任 2014年12月 株式会社スギモト取締役就任 2019年4月 当社代表取締役社長執行役員 営業本部長就任 2023年6月 当社取締役会長就任(現任)	1,062,630株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。 また当社取締役就任以降企業経営に長年従事しその間職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	<p>いま なか ひろ ゆき  <b>今 中 博 幸</b>  (1974年4月23日生)</p> <p>再任</p>	<p>1998年4月 当社入社  2009年9月 執行役員第三直需営業部長  2022年4月 執行役員直需営業統括部長兼  第三直需営業部長  2022年6月 当社取締役執行役員直需営業統括  部長兼第三直需営業部長  2023年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長兼  第三直需営業部長  2024年4月 当社取締役常務執行役員営業本部長  (現任)  2025年4月 株式会社スギモト取締役就任(現任)</p>	33,702株
<p>[取締役候補者とした理由]  同氏は、当社で営業所長・営業部長を歴任し幅広い業務に精通し、現在当社の重点マーケットである関東地区の直需営業部門で実績をあげ、今後営業部門全体を牽引していくことが期待されており、当社の取締役としても適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			
4	<p>つる ゆ き  <b>鶴 由 貴</b>  (1969年5月16日生)</p> <p>再任 社外 独立役員</p>	<p>2000年4月 弁護士名簿登録 (東京弁護士会入会)  2011年4月 協和総合パートナーズ法律事務所  パートナー就任  2015年4月 侵害判定諮問委員  2019年2月 税関専門職員  2020年6月 阪急阪神ホールディングス(株)社外取締役  就任 (現任)  2021年6月 独立行政法人製品評価技術基盤機構  非常勤幹事 (現任)  2022年6月 (株)ジャムコ社外取締役就任 (現任)  2022年6月 当社社外取締役就任 (現任)  2023年6月 AREホールディングス株式会社  監査等委員取締役就任 (現任)</p>	0株
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]  同氏は、弁護士として高い知見があり、特にコンプライアンスの観点より経営に対して的確な助言をいただき、当社のコーポレートガバナンスの強化に寄与していただくためであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
5	<p>よし だ はる ゆき 吉田晴行 (1959年3月27日生)</p> <p>再任 社外 独立役員</p>	<p>1981年4月 株式会社クボタ入社 2013年4月 同社執行役員就任 2017年1月 同社常務執行役員就任 2019年1月 同社専務執行役員就任 2022年1月 同社特任顧問就任 2023年6月 オカダアイヨン(株)社外取締役就任(現任) 2024年6月 当社社外取締役就任(現任) 2025年3月 株式会社ダイフク社外取締役就任(現任)</p>	0株
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 同氏は、長年にわたり株式会社クボタの経営にたずさわられており、豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に的確な助言をいただき、当社のコーポレートガバナンスの強化に寄与していただくためであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。  
2. 鶴由貴氏の戸籍上の氏名は、伊丹由貴であります。  
3. 鶴由貴氏、吉田晴行氏は社外取締役候補者であります。鶴由貴氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって3年、吉田晴行氏は同1年になります。  
4. 社外取締役候補者としての独立性について  
(1) 鶴由貴氏、吉田晴行氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役報酬は除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間受けていたこともありません。  
(2) 鶴由貴氏、吉田晴行氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。  
(3) 吉田晴行氏が社外取締役に務める株式会社ダイフクとの間に取引があるものの、その取引額は同社および当社のいずれにおいても連結売上高の2%未満であります。  
(4) 鶴由貴氏、吉田晴行氏が再任された場合は引き続き独立役員となる予定であります。  
5. 社外取締役との責任限定契約について  
当社では、社外取締役とは責任限定契約の締結をしております。鶴由貴氏、吉田晴行氏が再任された場合は当該契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。  
(1) 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。  
(2) 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。  
6. 役員等賠償責任保険契約の内容について  
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。  
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、伴純之介氏および梅野外次氏が辞任いたします。つきましては、あらためて監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、候補者は辞任監査役の補欠として選任されることとなりますので、監査役候補者が選任された場合の任期は、当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	いよまさもと はる <b>伊 與 政 元 治</b> (1958年11月17日生) 新任 社外 独立役員	1985年4月 ピート・マーウィック・ミッチェル 会計士事務所(現 KPMG)入所 1993年8月 公認会計士登録 2009年5月 あずさ監査法人(現 有限責任 あずさ監 査法人)代表社員(現 パートナー) 2021年7月 伊與政元治公認会計士事務所所長(現任) 2022年3月 株式会社フジ医療器社外取締役(監査等 委員)(現任)	0株
[社外監査役候補者とした理由] 同氏は、公認会計士として公的資格を持ち専門的な知識をもって社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるとともに、社外監査役の独立性判断基準を充たしており、社外監査役候補者といいたしました。			
2	かわのよし つぐ <b>河 野 喜 次</b> (1959年7月1日生) 新任 社外 独立役員	1983年4月 株式会社日立製作所入社 2006年6月 同社情報通信グループ財務本部金融・ AP経理部長 2008年6月 同社本社財務一部副部長 2011年10月 HITACHI INDIA PVRITD CFO 2014年4月 株式会社日立製作所情報システム社 財務本部担当本部長 2016年4月 同社システム&サービス統括本部CFO 兼財務本部長(理事) 2021年4月 同社デジタルシステム&サービス統括本 部CFO兼財務本部長(理事) 2023年4月 日立チャンネルソリューションズ株式会社 エグゼクティブアドバイザー	0株
[社外監査役候補者とした理由] 同氏は、長年にわたり財務・経理の業務に携わり、経営分野に置ける専門的な知識と豊富な経験をもって社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるとともに、社外監査役の独立性判断基準を充たしており、社外監査役候補者といいたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 伊與政元治氏および河野喜次氏は社外監査役の候補者であります。
3. 社外監査役候補者としての独立性
- (1) 社外監査役候補者独立性について
- ① 伊與政元治氏および河野喜次氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査役としての報酬を除く。）を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
- ② 伊與政元治氏および河野喜次氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ③ 伊與政元治氏および河野喜次氏は選任された場合、東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
- (2) 社外監査役として職務を遂行することができるかと判断する理由について
- 伊與政元治氏は、公認会計士として公的資格を持ち専門的な知識をもって社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- 河野喜次氏は長年にわたり財務・経理の業務に携わり、経営分野に置ける専門的な知識と豊富な経験をもって社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 社外監査役との責任限定契約について
- 当社では、社外監査役とは責任限定契約の締結をしております。伊與政元治氏および河野喜次氏が選任された場合は当該責任限定契約を締結する予定をしております。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- (1) 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- (2) 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 役員等賠償責任保険契約の内容について
- 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

## 【ご参考】 社外役員の選任及び独立性に関する基準

### 第1条 (目的)

本基準は、当社における社外取締役及び社外監査役の選任及び独立性に関する基準を定めることを目的とする。

### 第2条 (社外取締役)

社外取締役は、以下の各号に定める条件を満たす者の中から選任する。なお、性別、国籍は問わない。

1. 誠実な人格、高い見識と能力を有し、当社取締役会に多様な視点を取り入れる観点から広範な知識と経験及び出身分野における実績を有する者。
2. 会社法第331条第1項各号に定める取締役の欠格事由に該当しない者。
3. 会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たす者。

### 第3条 (社外監査役)

社外監査役は、以下の各号に定める要件を満たす者の中から選任する。なお、性別、国籍は問わない。

1. 誠実な人格、高い見識と能力を有し、特に法律、会計、企業経営等の分野における高度な専門知識と豊富な経験を有する者。
2. 会社法第335条で準用する同法第331条第1項各号に定める監査役の欠格事由に該当しない者。
3. 会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たす者。

### 第4条 (社外役員の独立性)

- ① 当社における社外取締役又は社外監査役（以下、併せて「社外役員」と総称する。）のうち、以下の各号のいずれの基準にも該当しない社外役員は、独立性を有すると判断されるものとする。
  1. 当社の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上の保有を有する者）又はその業務執行者である者。
  2. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者である者。
  3. 当社の主要な取引先又はその業務執行者である者。
  4. 当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として当社又は連結子会社の監査業務を担当している者。
  5. 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、コンサルタント等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）。
  6. 当社の所要借入先（直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先）又はその業務執行者である者。
  7. 当社から年間1,000万円を超える寄付を受けている者（ただし、当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者である者）。
  8. 過去3年間において、上記1から7のいずれかに該当していた者。
  9. 上記1から8のいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る。）の二親等以内の親族。
  10. 当社又は子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）の二親等以内の親族。
  11. 過去3年間において、当社又は子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）のいずれかに該当していた者の二親等以内の親族。
  12. 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員として職務を果たすことができない特段の事由を有している者。
- ② 本条に基づき独立性を有するものと判断されている社外役員は、独立性を有しないこととなった場合は、直ちに当社に告知するものとする。
- ③ 本条において「主要な取引先」とは直近の事業年度の年間連結売上高（当社の場合は年間連結売上総利益）が2%を超える場合をいう。

## 【ご参考】 第2号議案承認後の取締役会の構成（予定）

取締役の知識・経験・能力一覧

氏名	企業経営・ 企業戦略	人事・労務 ・人材開発	法務・ コンプライアンス	営業・ マーケティング	ITデジタル
杉本 正行	○	○		○	○
杉本 正広	○			○	
今中 博幸	○	○		○	○
鶴 由貴			○		○
吉田 晴行	○	○	○		

# 事業報告

(自 2024年4月1日)  
(至 2025年3月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、国内では、一部の業界では積極的に設備投資が行われましたが、米国の相互関税発動に懸念がひろがり自動車業界や建設機械業界等アメリカへの輸出関連業界中心に先行きに大きな懸念が発生しております。また、米中対立やウクライナ・パレスチナ紛争に象徴される国際情勢の不安定化等による資源・原材料の高騰等により景気減速懸念が続いております。一方、個人消費は政府による各種施策、賃上げ等により堅調に推移いたしました。その結果として景気は、足踏み状態を脱しつつあり緩やかな回復基調にあります。設備投資については、業種間の格差は広がっておりますが、好調な分野では、業績を背景に企業の設備意欲は強く、知的財産投資等が増加の一方、足踏み状態であった機械投資も持ち直しの動きがみられました。

このような状況のもと当社グループは、前中期経営計画『MOOVING ONE～100年の感謝を未来につなぐ～』のスローガンを引き継ぎ、200周年に向けて会社を変革し、積極的に新たな事業へチャレンジを目指します。第4次中期経営計画『Start of the next 100 years～変化へチャレンジ』では、① 新事業の開発 ② 新市場への拡大 ③ ESG推進 ④ IT資源への投資 ⑤ 社員満足度の向上 以上5つの方針の下、大きく変化する環境に耐えられる筋肉質な体質へ変化してまいります。顧客視点を保ち、グループ一貫団結しチャレンジし続け、経営計画の達成に取り組んでまいります。

また、資本コストに関する施策を打ちだし既存株主様にご満足いただくとともに、新規安定株主獲得に向け邁進してまいります。その結果、当連結会計年度は、売上高494億65百万円（前年同期比6.1%増）、経常利益29億6百万円（前年同期比2.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益19億17百万円（前年同期比2.2%増）となりました。

売上高	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
494億65百万円 (前年同期比6.1%増)	29億6百万円 (前年同期比2.9%増)	19億17百万円 (前年同期比2.2%増)

セグメントの業績を示すと次のとおりであります。

当社グループは、営業所単位で独立採算の営業を展開しており、営業所単位で財務情報が入手可能であり、取締役会では、経営の判断、業績の評価・検討を営業所単位で行っております。当社グループの取扱商品は測定器具・機械器具を中心に工場等で使用される機械、工具、工場用品、消耗品等を販売しております。

当社グループの営業方針は、地域密着型の営業であり、新規の営業所開設、拡張、廃止は地域性を重視して判断・検討を行っております。また、営業戦略も地域性を重視して立案・活動を行っております。従って、個々の営業所を販売地域別に集約して報告セグメントとしております。

#### (東部)

東部では、パソコン、建設機械、農機、自動車業界などのアメリカへの輸出の割合が大きい分野を中心にトランプ米政権の相互関税発動に懸念が広がっています。下請けの中小企業は更に深刻化すると思われます。また、食品、化学品、紙（ダンボール）など国内需要がメインの製造業は材料高騰、人件費問題、輸送コストと向き合う姿勢は落ち着いていない状況であります。様々な外部要因が重なり設備投資、来期予算など積極的な動きが取りにくくなり不透明感が増す状況であり、全体的には低調に推移いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は117億50百万円（前年同期比3.6%増）、セグメント利益は5億27百万円（前年同期比2.3%減）となりました。

#### (中部)

中部では、自動車業界の動きは横ばい傾向となっており、大きく業績に影響を及ぼさないままとなっております。その流れは裾野の広い産業のため、鉄鋼、産業機械、金属加工などの幅広い業界で増産の動きは少なく、それに関する消耗材の受注は伸びない状況となっております。そのような中でも半導体、二次電池関連への設備投資の動きや業界は問わないが工場設備への保全、修繕、省力効率化を目的とした投資への動き等があり、全体的に堅調に推移いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は146億15百万円（前年同期比14.0%増）、セグメント利益は7億45百万円（前年同期比41.1%増）となりました。

#### (西部)

西部では、設備投資の抑制が緩和傾向にありましたが、海外経済の減少を受け抑制基調となりました。しかし、一部の自動車業界・鉄鋼業界では継続的な設備投資が進められ、実績としては横ばいとなり、全体的には低調に推移いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は213億68百万円（前年同期比2.4%増）、セグメント利益は9億75百万円（前年同期比10.3%減）となりました。

#### (海外)

海外では、対米ドルの為替は安定した水準で推移しており、日本からの輸出は緩やかな上昇傾向で推移しました。主力国である中国・韓国では停滞感がみられますが、ベトナムをはじめとする注力国向けの売上は好調に推移しており、輸出全体としては好調に推移いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は17億29百万円（前年同期比8.2%増）、セグメント利益は1億47百万円（前年同期比17.5%増）となりました。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の主な設備投資の総額は17億円で、その主要なものは、本社建物増築、小山営業所新築並びに、服部社宅改修工事、新基幹システム構築費用によるものであります。

### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

### (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

**(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

**(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

該当事項はありません。

**(8) 対処すべき課題**

当社グループを取り巻く環境は、ICT技術の進展による新製品、新技術の開発が行われ、精密機器、精密工具等機械工具販売業界に対するニーズも多様化しております。同時に情報化社会の発達に伴い、その流通形態にも大きな変化をもたらしております。

当社グループといたしましては、グループ各社の個々の強みを生かしつつ、様々な業種の多様なニーズに応えるべく、取扱商品の多様化を進めると同時に、専門性の高い知識を活かした提案力の強化を図ることに努め、また従来の工具商としての事業や取り扱い商品の垣根を越えた新しい分野にも挑戦してまいります。同時に、社内においてもICT技術の積極的導入を図り、グループ内の情報の共有化、業務の効率化と省力化を図ってまいります。

一方、海外経済の回復ペースが鈍化していることに加え、前述の海外要因による資源高、原材料費の高騰により、企業物価や消費を中心とする国内景気に与える影響については大きなものがあり、引き続き厳しい経済環境が続き、当社業績に影響を与える企業の工業生産量や設備投資の状況についても、予断を許さない状況が続くものと予想されます。こうした厳しい状況下、取引先のニーズに最大限応え、安定的な商品の供給責任を果たすべく、引き続き努力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (9) 財産及び損益の状況

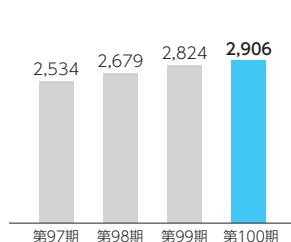
区分	第97期 2022年3月	第98期 2023年3月	第99期 2024年3月	第100期 (当連結会計年度) 2025年3月
売上高 (百万円)	43,120	45,558	46,636	49,465
経常利益 (百万円)	2,534	2,679	2,824	2,906
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,634	2,101	1,876	1,917
当期純利益 (百万円)	1,634	2,101	1,876	1,917
1株当たり当期純利益	80円70銭	104円26銭	93円11銭	98円18銭
総資産 (百万円)	38,314	39,724	42,599	42,406
純資産 (百万円)	32,267	33,841	35,958	35,485
1株当たり純資産額	1,600円85銭	1,678円92銭	1,783円95銭	1,852円42銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。  
 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準29号 2020年3月31日)等を第97期(2022年3月期)連結会計年度の期首から適用しており、第97期以降の連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標となっております。  
 3. 当社は、2024年10月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第97期期首に当該株式分割が行われたものと仮定して「1株当たりの当期純利益」「1株当たり純資産額」を算定しております。

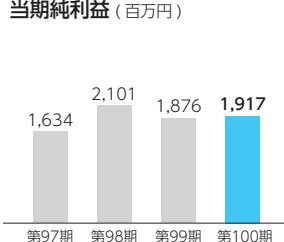
売上高 (百万円)



経常利益 (百万円)



親会社株主に帰属する  
当期純利益 (百万円)



当期純利益 (百万円)



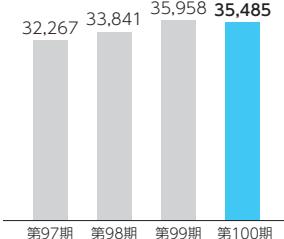
1株当たり当期純利益 (円)



総資産 (百万円)



純資産 (百万円)



1株当たり純資産額 (円)



## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社スギモト	150,000千円	100%	機械工具卸

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 22,798,474株 (自己株式3,642,260株を含む)
- (3) 株主数 6,645名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,225,100 株	11.6 %
杉 本 正 広	1,062,630	5.5
光 通 信 株 式 会 社	531,800	2.8
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	511,400	2.7
杉 本 直 広	502,548	2.6
杉 本 栄 作	420,222	2.2
杉 本 商 事 従 業 員 持 株 会	409,062	2.1
株 式 会 社 F i r m	400,000	2.1
株 式 会 社 あ い ち 銀 行	396,000	2.1
畑 井 三 雄	334,444	1.7

- (注) 1. 当社は、2024年10月1日付で1株を2株に分割する株式分割を実施しました。  
これに伴い、発行可能株式総数は50,000,000株に、また発行済株式の総数は22,798,474株にそれぞれ増加しております。
2. 持株比率は自己株式 (3,642,260株) を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名		担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	杉 本 正 行	指名委員 報酬委員	経営戦略本部長 兼 株式会社スギモト取締役
取締役会長	杉 本 正 広		
取締役常務執行役員	今 中 博 幸		営 業 本 部 長
取 締 役	鶴 由 貴	指名委員 報酬委員	弁護士名簿登録（東京弁護士会入会） 阪急阪神ホールディングス(株)社外取締役 独立行政法人製品評価技術基盤機構非常勤幹事 (株) ジャムコ社外取締役 AREホールディングス(株)監査等委員取締役
取 締 役	吉 田 晴 行	指名委員 報酬委員	オカダアイヨン(株)社外取締役 株式会社ダイフク社外取締役
常勤監査役	青 谷 晃 行		株 式 会 社 ス ギ モ ト 監 査 役
監 査 役	伴 純 之 介		伴 法 律 事 務 所 弁 護 士
監 査 役	梅 野 外 次		梅 野 外 次 税 理 士 事 務 所 税 理 士

- (注) 1. 取締役鶴由貴氏及び吉田晴行氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役青谷晃行氏は、金融機関における長年の経験から財務及び会計に関する相当程度の知識を有するものであります。
3. 監査役青谷晃行氏、伴純之介氏及び梅野外次氏は、社外監査役であります。
4. 取締役鶴由貴氏及び吉田晴行氏、監査役青谷晃行氏、伴純之介氏及び梅野外次氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
5. 監査役梅野外次氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役伴純之介氏は伴法律事務所で弁護士として、監査役梅野外次氏は梅野外次税理士事務所で税理士として業務を行っております。当社と両事務所の間には記載すべき特別な関係はありません。
7. 当社は執行役員制度を導入しております。執行役員の役位、担当は下記のとおりであります。

氏 名	役 位	担 当
土 師 圭 介	執 行 役 員	経営企画部長 兼 コンプライアンス室長
森 浦 啓 輔	執 行 役 員	株式会社スギモト 代表取締役社長
可 児 紀 英	執 行 役 員	第 二 直 需 営 業 部 長
門 脇 孝 至	執 行 役 員	東 部 営 業 部 長
小 沢 一 彰	執 行 役 員	第 一 直 需 西 営 業 部 長
中 根 潤 二	執 行 役 員	管 理 本 部 長 兼 総 務 部 長
山 本 佳 隆	執 行 役 員	I C T 統 括 部 長
嵯 峨 寿 信	執 行 役 員	西 部 営 業 部 長
今 仲 伸 介	執 行 役 員	第 一 直 需 東 営 業 部 長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第427条第1項の定めに基づき同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役、執行役員および管理監督者であり、その保険料の1割を役員および執行役員が自己負担しております。

## (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ①取締役の個人の別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、下記総会決議の範囲内で会社の業績、社会情勢、同業他社の動向ならびに各取締役の職責及び成果を勘案して指名・報酬委員会への諮問結果を受けて、株主総会後の取締役会において承認することとしております。

当該事業年度に係る個人別報酬につきましては、指名・報酬委員会の意見も踏まえて十分な審議をしており、取締役会としては、当該方針に沿うものと判断しております。

### ②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の金銭報酬の額は、2006年6月16日開催の第81回定時株主総会において取締役の報酬限度額は、年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時の取締役の員数は11名です。

監査役の報酬限度額は、2006年6月16日開催の第81回定時株主総会において年額40,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時の監査役の員数は3名です。

### ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	
取締役 (うち社外取締役)	192,710 (16,400)	154,710 (14,400)	38,000 (2,000)	6名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	18,800 (18,800)	16,800 (16,800)	2,000 (2,000)	3名 (3名)
合計 (うち社外役員)	211,510 (35,200)	171,510 (31,200)	40,000 (4,000)	9名 (6名)

(注) 1. 当事業年度末現在の人員は、取締役5名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役3名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、取締役が1名退任されているためであります。

2. 上記の報酬額には、以下のものが含まれております。

当事業年度中に役員賞与として未払金に計上した取締役5名に対し38,000千円及び監査役3名に対し2,000千円。

3. 当社は、2008年6月20日開催の第83回定時株主総会終結の時をもって取締役、監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同総会終結後引き続いて在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。

## 4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、堅実な財務体質と安定した経営基盤を誇りとしており、配当政策を経営における最重要政策のひとつと位置付けております。株主各位には、継続的かつ安定的な配当を念頭に置きながら、財政状態、利益水準、および配当性向等を総合的に勘案して適正な利益還元を目標としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

また、内部留保金につきましては、将来を見据えた投資や企業体質の一層の強化のために活用してまいりたいと考えております。

当該事業年度の剰余金の配当につきましては、配当性向30%以上を公約しており、1株につき27円とさせていただきます。なお、中間配当金1株につき17.5円を実施いたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき44.5円となります。この結果、当期の配当性向は44.6%となります。

(注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

2. 本事業報告中の記載金額には、消費税等が含まれておりません。

3. 2024年10月1日付で1株を2株に分割する株式分割を実施しました。これに伴い、それ以前の配当についても株式分割後の基準で表示しています。

# 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>〔流動資産〕</b>	<b>25,661,307</b>	<b>〔流動負債〕</b>	<b>5,831,734</b>
現金及び預金	7,321,054	買掛金	4,101,931
受取手形	658,096	未払金	320,580
電子記録債権	5,428,440	未払費用	690,172
売掛金	10,264,364	未払法人税等	575,075
商品	1,639,666	未払消費税等	88,577
その他	351,256	その他	55,396
貸倒引当金	△1,571		
<b>〔固定資産〕</b>	<b>16,745,579</b>	<b>〔固定負債〕</b>	<b>1,089,865</b>
<b>(有形固定資産)</b>	<b>10,086,958</b>	長期未払金	125,500
建築物	3,778,950	長期預り保証金	152,851
構築物	55,692	繰延税金負債	686,687
車両運搬具	11,001	退職給付に係る負債	124,827
工具器具備品	70,439		
土地	6,170,872		
<b>(無形固定資産)</b>	<b>1,347,295</b>	<b>負債合計</b>	<b>6,921,600</b>
電話加入権	38,894	純資産の部	
ソフトウェア	1,068,381	科目	金額
のれん	240,020	<b>〔株主資本〕</b>	<b>33,500,689</b>
		資本金	2,597,406
		資本剰余金	2,529,295
		利益剰余金	32,307,907
		自己株式	△3,933,919
<b>(投資その他の資産)</b>	<b>5,311,325</b>	<b>〔その他の包括利益累計額〕</b>	<b>1,984,596</b>
投資有価証券	4,280,783	その他有価証券評価差額金	1,831,064
出資	14,860	退職給付に係る調整累計額	153,531
退職給付に係る資産	774,000		
差入保証金	223,016	<b>純資産合計</b>	<b>35,485,286</b>
その他	20,625	<b>負債・純資産合計</b>	<b>42,406,886</b>
貸倒引当金	△1,960		
<b>資産合計</b>	<b>42,406,886</b>		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自 2024年4月1日  
至 2025年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		49,465,116
売 上 原 価		39,675,111
売 上 総 利 益		9,790,004
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,394,242
営 業 利 益		2,395,762
[営 業 外 収 益]		
受 取 利 息	1,901	
受 取 配 当 金	95,007	
仕 入 割 引	290,119	
不 動 産 賃 貸 料	117,923	
そ の 他	55,939	560,891
[営 業 外 費 用]		
支 払 利 息	1,979	
自 己 株 式 取 得 費 用	13,836	
そ の 他	34,259	50,074
経 常 利 益		2,906,578
[特 別 利 益]		
固 定 資 産 売 却 益	2,129	2,129
[特 別 損 失]		
固 定 資 産 除 売 却 損	11,420	
減 損 損 失	33,260	44,680
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,864,027
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		942,532
法 人 税 等 調 整 額		4,260
当 期 純 利 益		1,917,234
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		—
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		1,917,234

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目			科 目		
<b>〔流動資産〕</b>		<b>21,958,802</b>	<b>〔流動負債〕</b>		<b>5,029,602</b>
現金及び預金		5,794,055	買掛金		3,662,333
受取手形		496,296	未払金		278,673
電子記録債権		4,663,538	未払費用		607,172
売掛金		9,006,524	未払法人税等		429,300
商品		1,622,818	前受り金		19,040
前払費用		101,897	預り金		23,637
その他の金		275,088	前受り収益		2,193
貸倒引当金		△1,416	その他の		7,252
<b>〔固定資産〕</b>		<b>15,964,241</b>	<b>〔固定負債〕</b>		<b>919,976</b>
<b>(有形固定資産)</b>		<b>8,299,867</b>	長期未払金		124,200
建物		2,977,120	長期預り保証金		152,851
構築物		29,305	繰延税金負債		495,562
車両運搬具		11,001	退職給付引当金		147,362
工具器具備品		54,148			
土地		5,228,290			
<b>(無形固定資産)</b>		<b>1,340,013</b>	<b>負債合計</b>		<b>5,949,578</b>
電話加入権		31,611	純資産の部		
ソフトウェア		1,068,381	科 目		金 額
のれん		240,020	<b>〔株主資本〕</b>		<b>30,388,984</b>
<b>(投資その他の資産)</b>		<b>6,324,360</b>	資本金		<b>2,597,406</b>
投資有価証券		3,096,132	資本剰余金		<b>2,529,295</b>
関係会社株		2,493,927	資本準備金		2,513,808
出資		11,650	その他資本剰余金		15,486
長期前払費用		6,142	利益剰余金		<b>29,196,201</b>
前払年金費用		547,781	利益準備金		260,979
差入保証金		157,385	その他利益剰余金		28,935,221
その他の		13,301	固定資産圧縮積立金		151,104
貸倒引当金		△1,960	別途積立金		20,550,000
			繰越利益剰余金		8,234,117
			<b>自己株式</b>		<b>△3,933,919</b>
			<b>〔評価・換算差額等〕</b>		<b>1,584,481</b>
			その他有価証券評価差額金		1,584,481
<b>資産合計</b>		<b>37,923,044</b>	<b>純資産合計</b>		<b>31,973,465</b>
			<b>負債・純資産合計</b>		<b>37,923,044</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(自 2024年4月1日  
至 2025年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		42,704,581
売 上 原 価		34,588,929
売 上 総 利 益		8,115,651
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,380,023
営 業 利 益		1,735,628
[営 業 外 収 益]		
受 取 利 息	1,854	
受 取 配 当 金	804,648	
仕 入 割 引	237,121	
不 動 産 賃 貸 料	118,283	
そ の 他	74,166	1,236,075
[営 業 外 費 用]		
支 払 利 息	1,979	
自 己 株 式 取 得 費 用	13,836	
そ の 他	33,536	49,352
経 常 利 益		2,922,351
[特 別 利 益]		
固 定 資 産 売 却 益	2,129	2,129
[特 別 損 失]		
固 定 資 産 除 売 却 損	11,420	
減 損 損 失	33,260	44,680
税 引 前 当 期 純 利 益		2,879,800
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		718,180
法 人 税 等 調 整 額		12,704
当 期 純 利 益		2,148,916

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

杉本商事株式会社  
取締役会御中

2025年5月12日

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西 方 実  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北 岡 宏 仁  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、杉本商事株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、杉本商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

杉本商事株式会社  
取締役会御中

2025年5月12日

有限責任監査法人 トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西 方 実  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北 岡 宏 仁  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、杉本商事株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第100期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人有限責任監査法人トーマツからその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査の基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会、所長会議その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及びその第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人有限責任監査法人トーマツが独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、同会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、同会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書作成時点において取締役等から内部統制は「有効」である旨、また会計監査人有限責任監査法人トーマツから「開示すべき重要な不備は認識していない」旨の報告を受けております。今後ともその構築、整備及び運用については、継続して強化改善に取り組むことが重要であると考えております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

杉本商事株式会社 監査役会

常勤監査役	青 谷 晃 行	㊟
社外監査役	伴 純之介	㊟
社外監査役	梅 野 外 次	㊟

以 上

## 「健康経営優良法人2025（大規模法人部門）」に認定

当社は、2025年3月10日、経済産業省が創設した健康経営優良法人認定制度において、「健康経営優良法人2025（大規模法人部門）」に認定されましたことをお知らせします。

また、当社では健康宣言を掲げ、社員が心身ともに健康で安全に働ける環境を目指した事業活動を行っております。

今後も社員一人ひとりが能力を最大限に発揮することができる持続的な企業価値向上に努めてまいります。



2025  
健康経営優良法人  
KENKO Investment for Health  
大規模法人部門

## 新基幹システムLINKの導入

当社では業務の効率化およびDX推進の一環として、基幹システムLINKを2025年1月に導入しました。

基幹システムの刷新を通じて、社内業務の効率化・省力化を実現し、社員一人ひとりの生産性を高めるとともに、顧客対応のスピードと品質を向上させ、営業力の強化と競争優位性の確立を図ります。

今後の高付加価値ビジネスの展開に向け、持続的な成長の基盤づくりを加速いたします。

当社は今後も、デジタル技術を活用した業務改革を推進し、持続的な成長と企業価値の最大化に取り組んでまいります。

# 株主総会会場ご案内図

## 会場

大阪市西区立売堀五丁目7番27号

**杉本商事株式会社**  
**本社7階大ホール**

電話06-6538-2661

## 交通

 大阪メトロ中央線・千日前線  
「阿波座駅」5番出口より  
南へ徒歩3分

 大阪メトロ長堀鶴見緑地線・千日前線  
「西長堀駅」4-C番出口より  
北へ徒歩4分

(駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。)

ご来場の際に車いすをご利用される株主様は準備の都合上、**2025年6月13日(金)**までにご連絡頂けますと幸いです。

ご連絡先(平日9時~17時)  
TEL:06(6538)2661  
mail:soumu@sugi-net.co.jp

